

役員報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人臼津地域シルバニア人材センター(以下「センター」という。)役員報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員 理事及び監事

(2) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当

(報酬等)

第3条 役員は、無報酬とする。ただし、定款第28条第1項ただし書きの規定に基づき、理事長に報酬を支給する。

2 理事長の報酬は、月額30,000円とし、その名称のいかんを問わず賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の支払日)

第4条 報酬の支払日は、毎月21日(その日が土曜日、日曜日又は休日(国民の祝日に関する法律に定める休日)をいう。以下この項において同じ。)に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日)とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 センターは、この規程をもって、認定法第20条第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。